

令和元年12月10日

消費者のデジタル化への対応に関する検討会の開催について

1. 開催趣旨

近年の急速なデジタル技術の発展により消費生活における日常行為の利便性・効率性が向上した一方で、新たな消費者トラブルも発生しており、デジタル技術の活用が消費生活にもたらす新たな課題への対応を求められている。

これに対応すべく、今後の経済社会の動向や新技術の社会実装見通しも踏まえ、消費者庁において、消費者が注意すべき事項や知っておくべき事柄等について幅広く議論することを目的に、新たな消費者政策の推進として「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) デジタル・プラットフォーム利用に当たっての消費者の留意事項
- (2) 消費者を取り巻くAI等の現状とそれへの向き合い方
- (3) デジタル化に対応した消費者教育・啓発に関する基礎的な整理 等

3. スケジュール

令和元年12月17日（火）に第1回を消費者庁において開催する。以後、月1回程度で開催し、令和2年夏頃を目途に結論を得る。

第1回検討会 令和元年12月17日（火）10:00～

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁消費者政策課及び消費者教育推進課において処理する。

5. 備考

議事要旨及び検討会における配布資料は、原則として、各回の会議終了後、速やかに消費者庁ウェブサイトに掲載する。

第1回 消費者のデジタル化への対応に関する検討会の開催について

以下のとおり、第1回消費者のデジタル化への対応に関する検討会を開催しますので、お知らせします。

1. 日時

令和元年12月17日（火）10:00～

2. 場所

中央合同庁舎第4号館 共用第1202会議室

東京都千代田区霞が関3-1-1

<https://www.caa.go.jp/future/about/access/>

3. 議題

- ・ 検討会の進め方等
- ・ 意見交換

4. 傍聴申込方法

令和元年12月13日（金）15:00までに登録フォームからお申し込みください。

登録フォーム URL : <https://form.caa.go.jp/input.php?select=1067>

- ・ 希望者多数の場合は抽選により参加者を決定させていただきます。
- ・ 参加いただくことができない方へは、12月13日（金）までに、御登録いただきましたメールアドレス又は電話番号に御連絡をいたします。

<報道関係者の皆様へ>

- ・ 当日は報道関係者席を設ける予定にしておりますが、本検討会の傍聴を御希望される場合は、必ず登録フォームからお申し込みいただきますようお願いいたします。参加申込みの締切後に参加したい旨のお問合せを頂いた場合、対応できないこともございますので、御注意ください。

※ 登録フォームに、報道関係者であることをチェックする項目を設けていますので、そちらにチェックをお願いします。

- ・ 当日、会場内でのカメラ撮影などをお考えの場合は、事前に事務局まで御連絡ください。

5. 傍聴時の留意事項

傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらが遵守できない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- ・ 会場までは公共交通機関を御利用ください。
- ・ カメラ撮りは冒頭のみとなります。
- ・ 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- ・ 会場での飲食、撮影及び録音は御遠慮ください。

- ・会場では、携帯電話の着信音等は、音が鳴らない設定にしてください。
- ・その他、事務局職員の指示に従ってください。

【本件に関する問合せ先】

消費者政策課 内藤

TEL:03-3507-9186

URL: <https://www.caa.go.jp/>

消費者のデジタル化への対応に関する検討会 委員等名簿

(委員)

かわぞえ けい 川添 圭	弁護士
さかくら ただお 坂倉 忠夫	公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事
さかもと ゆか 坂本 有芳	鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
たていし としあき 立石 聡明	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事
なかむら いちや 中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
にわ たもん あんどりう 丹羽 多聞アンドリウ	株式会社 BS-TBS メディア事業局エグゼクティブ局長
ますだ えつこ 増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
もりみつ やすじろう 森光 康次郎	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
やまもと かずひこ 山本 和彦 (座長)	一橋大学大学院法学研究科教授

(敬称略、五十音順。肩書は令和元年12月1日現在)

(オブザーバー)

独立行政法人国民生活センター

(事務局)

消費者庁消費者政策課及び消費者教育推進課